

事業契約書（案）別紙に関する質問回答（追加回答）

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「事業契約書（案）別紙」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
069	099	12				3	(1)		ア	「主要な工事材料」とありますが、具体的などのような工事材料が含まれるのでしょうか？	単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は国及び県で決められていますが、長崎県では燃料油、鋼材類、アスファルト類が規定されています。本市では長崎県と同様の取扱いをしています。
070	099	12				3	(1)		ア	「日本国内における価格に著しい変動」とありますが、ここでいう「著しい」とはどの程度を示すのでしょうか？例えば、国土交通省の単品スライド条項適用時の資料では、「対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する」とあります。	ご理解のとおりです。単品スライド条項に規定する価格に著しい変動があった「主要な工事材料」の取扱いは、国及び県で決められており、本市でも国及び県に準じた取扱いをしています。 なお、燃料油、鋼材類、アスファルト類についての内訳書（各新設建物ごと）に、上記に示す主要な工事材料の詳細な項目・数量・単価及び建設工事費相当額に対する、主要な工事材料個々の分類での費用総額及び構成割合が把握できることは必須とし、それ以外は事業者側の任意とする。）を、落札者決定後から事業契約締結までの期間に提示してください。 また、事業契約書（案）別紙10 サービス対価の算出及び支払方法の「3. 特別な要因等による施設整備費業務費相当額の改定に関する協議 - (1)」において、甲及び乙ともに、相手方に協議を求めると規定しているのとおり、協議対象（該当箇所(1)-ア及び(1)-イに関する協議）には、各種変動により、生じた増額だけでなく、減額についても含まれている点は十分ご理解ください。
071	099	12				3	(1)		イ	「施設整備業務費相当額が著しく不相当」とありますが、ここでいう「著しい」とはどの程度を示すのでしょうか？例えば、国土交通省の単品スライド条項適用時の資料では、「対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する」とあります。	当該規定は「公共工事標準請負契約約款」第25条の6に準じて規定しております。「著しい」の程度については落札者決定後から事業契約締結までの協議事項と考えております。 なお、全体スライド条項についても適用することとしますので、「公共工事標準請負契約約款」第25条の1～4に準じて追記いたします。 （質問 070参照）